

令和 2 年第 2 回（6 月）

川口市議会定例会

一般議案

（議案第 93 号）

令和2年第2回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 93号 川口市税条例の一部を改正する条例……………	1
-------------------------------	---

議案第 93号

川口市税条例の一部を改正する条例

第1条 川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第11条中「の規定」を「、第61条又は第62条の規定」に、「とする」を「、第61条若しくは第62条」とする」に改める。

附則第11条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第16条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第23条の2中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 川口市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第11条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第11条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第23条の2中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第24条の5の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条の6 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用す

る。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条の7 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第2条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた同条第1項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第3条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第2条の規定による改正後の川口市税条例附則第24条の6の規定を適用することができる。

令和2年6月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫